

○火災が発生した場合における人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められる地域として指定

(昭和47年9月1日神戸市告示第56号)

改正経過 昭和53年10月 神戸市告示第105号

平成4年12月 神戸市告示第265号

平成10年4月 神戸市告示第26号

平成14年7月 神戸市告示第230号

平成30年2月27日 神戸市告示第633号

神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号）の規定に基づき、市長が指定する火災が発生した場合における人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められる地域を次のとおり指定する。

所在地及び名称	区 域	細部記載図面番号
神戸市兵庫区遠矢浜町 遠矢浜町南西端付近	株式会社築港遠矢浜第2倉庫の北東端から伊丹産業株式会社神戸災害時海上受入基地の南東端の防波海岸へ通ずる道路及び伊丹産業株式会社神戸災害時海上受入基地の南側道路の東端から神戸灯台の南西角を経て、株式会社築港遠矢浜第2倉庫の北西端に至る防波海岸	<1>
神戸市長田区南駒栄町 西側防潮堤付近	セントラル・タンクターミナル株式会社神戸事業所の西側にあたる防潮堤の海岸部分	<2>
神戸市長田区駒ヶ林南町 及び須磨区外浜町1丁目 西部第1工区南側護岸 壁付近	シェルブルリカンツジャパン株式会社神戸事業所東側の境界からJXTGエネルギー株式会社神戸油槽所の西側の境界に至る防波護岸	<3>